

議案第180号

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例等の一部を改正する条例案

(大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年大阪市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表A地区の項及びB-1地区の項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

(大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年大阪市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第2号及び第6項」を「第2条第1項第1号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものを除く。)及び同条第6項」に改める。

(大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第1項第5号から第7号まで及び第6項」を「第2条第1項第2号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。)並びに同項第3号及び第4号並びに同条第6項」に改める。

(大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年大阪市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表C地区の項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2

号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号」に改める。

（大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第5条 大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号」に改める。

（大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第6条 大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表近隣商業地区の項中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号から第5号まで」に改める。

（大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第7条 大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表（い）欄中「第6号まで」を「第3号まで」に改める。

（大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第8条 大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年大阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

（大阪駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第9条 大阪駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第5号から第7号まで及び第6項」を「第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号並びに同条第6項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。
- 2 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、建築物の用途の制限を改めるとともに、規定を整備するため、大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例ほか8条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例 (抄)

別表 (第 4 条、第 5 条関係)

(あ)	(い)	(う)
地区の名称	建 築 物 の 用 途 の 制 限	建 築 物 の 敷 地 面積の最低限度
A 地 区	(1) 省 略 (2) 遊技場 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。) 第 2 条第 1 項第 7 号に規 第 4 号 定する営業の用に供する部分の床面積の合計が 200平方メートルを超えるものに限る。)	省 略
B - 1 地区	事務所、店舗、各種学校、体育館、劇場、集会場、 展示場、遊技場 (風営法第 2 条第 1 項第 7 号に規 第 4 号 定する営業の用に供する部分の床面積の合計が 200平方メートルを超えるものを除く。)、診療所 その他これらに類する建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び 公益上必要なものは除く。	省 略
省 略	省 略	
省 略	省 略	省 略

大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

1項第2号及び第6項

第1号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものを

に規定する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。

除く。）及び同条第6項

大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

1項第5号から第7号まで及び第6項

第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3

に規定する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。

号及び第4号並びに同条第6項

大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

別表（第4条、第5条関係）

(あ)	(い)	(う)
地区の名称	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度
C 地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第5号から第7号まで <u>第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項に規定する営業の用に供する建築物</u> 第3号及び第4号	省略
省略	省略	省略

大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第
1項第5号から第7号まで
第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並び
に規定する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。
に同項第3号及び第4号

大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
 条例（抄）

別表（第4条、第5条関係）

(あ)	(い)	(う)
地区の名称	建築物の用途の制限	建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
省略	省略	省略
近隣商業地区	(1) 省略 (2) <u>風営法第2条第1項第5号から第8号</u> <u>第2号に規定する</u> <u>まで</u> <u>営業</u> （設備を設けて客にダンスをさせるもの を除く。）並びに同項第3号から第5号 及び同条第6項第4号から第6号まで <u>まで</u> に規定する営業の用に供する建築物	省略

大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条、第5条関係）

(あ)	(い)	(う)
地区の名称	建築物の用途の制限	建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
A 地区	(1)～(2) 省略	省略
F 地区	(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等	省略
D - 2 地区	に関する法律（昭和23年法律第122号） 第2条第1項第1号から第6号まで及び 第3号 第6項に規定する営業の用に供する建築物	省略
省略	省略	省略

大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

1項第7号及び第6項に規定する営業の用に供する建築物は、建築してはならない。

第4号

大阪駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第

1項第5号から第7号まで及び第6項

第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3

に規定する営業の用に供する建築物並びに勝馬投票券発売所、
号及び第4号並びに同条第6項

場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。